

◆介護老人福祉施設 のぞみの杜 料金表◆

基本料金 (単位：円)

要介護	基本費/30日	施設サービス費/30日	居住費/日		食費/日	居住費・食費 30日	合計/月 30日	被爆者手帳所持 の方
要介護3	24,450	9,058	基準費用額	2,200	1,590	113,700	147,208	113,700
			第3段階①	1,370	680	61,500	95,008	61,500
			第3段階②	1,470	1,420	86,700	120,208	86,700
			第2段階	880	390	38,100	71,608	38,100
			第1段階	880	300	35,400	68,908	35,400
要介護4	26,580	9,433	基準費用額	2,200	1,590	113,700	149,713	113,700
			第3段階①	1,370	680	61,500	97,513	61,500
			第3段階②	1,470	1,420	86,700	122,713	86,700
			第2段階	880	390	38,100	74,113	38,100
			第1段階	880	300	35,400	71,413	35,400
要介護5	28,650	9,797	基準費用額	2,200	1,590	113,700	152,147	113,700
			第3段階①	1,370	680	61,500	99,947	61,500
			第3段階②	1,470	1,420	86,700	125,147	86,700
			第2段階	880	390	38,100	76,547	38,100
			第1段階	880	300	35,400	74,323	35,400

【基本料金】

★上記は1割の表記となります

要介護 度	ユニット型個室		
	1割負担額	2割負担額	3割負担額
要介護3	8 1 5円	1, 6 3 0円	2, 4 4 5円
要介護4	8 8 6円	1, 7 7 2円	2, 6 5 8円
要介護5	9 5 5円	1, 9 1 0円	2, 8 6 5円

【サービス加算料金】

日常生活継続支援加算(Ⅱ)	日	46円	入院・外泊時加算 (一日につき) 246円 病院または診療所への入院を要した場合、 及び住宅における外泊の場合ただし入院または外泊の初日及び 最終日は算定いたしません (月に6日が限度)
看護体制加算(Ⅰ)	日	6円	
看護体制加算(Ⅱ)	日	13円	
科学的介護促進体制加算(Ⅱ)	1ヶ月	50円	
栄養マネジメント強化加算	日	11円	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1ヶ月	110円	看取り介護加算 死亡日 1580円 死亡日の前日及び前々日 780円 死亡日以前4日以上30日以下 144円 死亡日以前31日以上45日以下 72円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	日	12円	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1ヶ月	20円	
個別機能訓練加算(Ⅲ)	1ヶ月	20円	
初期加算(入所後30日に限り一日あたり)		30円	
安全対策体制加算 入所時1回まで		20円	その他 水分摂取代 150円/日 持込電気代(1製品) 50円/日 ※介護保険割合対象が2割、3割の場合 基本料金のみが【基本料金】表に沿った金額の変更となります 食費内訳(朝食 390円、昼食 700円、夕食500) ※原爆手帳所持の方については食材料費と居住費をご負担願います
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	日	27円	
精神科医師定期的療養指導	日	5円	
高齢者等感染対策向上加算Ⅰ	1ヶ月	10円	
ADL維持等加算Ⅱ	1ヶ月	60円	
生産性向上推進体制加算Ⅰ	1ヶ月	100円	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1ヶ月	13円	
排せつ支援加算(Ⅰ)	1ヶ月	10円	
協力医療機関連携加算	1ヶ月	50円	
介護職員処遇改善加算(Ⅰロ)			

サービス単位数に加算率17.6%を乗じた単位

補給給付(低所得者の食費・居住費の負担軽減)の仕組みとは・・・

○食費・居住費について、利用者負担額第1～第3段階②の方を対象に 所得に応じた負担限度額を設定となります
○標準的な費用の額(基準費用額)と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護(予防)サービス費として給付

標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を介護保険から特定六所が介護予防サービス費として負担する			※非課税年金も含む
利用者負担段階	主な対象者		預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ） 全員が市町村税非課税である 老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	世帯全員が 市町村民税 非課税	年金収入額（※）＋合計所得金額が82.65万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入額（※）＋合計所得金額が82.66万円超 ～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		